平成２３年（フ）第１３６２号
神戸市北区緑町４丁目３番５―30号
債務者　前田　京子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
神戸市長田区上池田１丁目11番１号
債務者　一木　圭介
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番14―304号
債務者　野川　正嗣
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
愛知県小牧市大字小松寺116番地１　サープラスⅡとも201号
債務者　野中　由香（旧姓三ツ井）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２号
青森市桜川７丁目７番19号　第一晴甲荘６号
債務者　戸田　香澄
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
宮城県登米市東和町米川字西上沢73番地
債務者　岩渕　　太
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第４号
宮城県登米市米山町字八反160番地
債務者　伊藤　郁朗
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第５号
宮城県登米市中田町石森字前田88番地１　中田定住促進住宅１号棟501号室
債務者　柴崎　佳代
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１５号
岐阜県不破郡垂井町2162番地の36　ファミール石川Ａ201
債務者　山家　和子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
名古屋市南区菊住１丁目２番20号　リバーサイド成栄南305号
債務者　早川　重一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３０７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目29―７―105
債務者　吉村　謙一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３３６号
東京都北区豊島８丁目15―２―1005
債務者　百枝　悦郎
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３５１号
神奈川県南足柄市関本４―１―301
債務者　高木　　暁
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４１９号
東京都中央区東日本橋２丁目15―１―203
債務者　白井　克典
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２０号
埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田407―５
債務者　森田　圭一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４３２号
東京都多摩市永山４丁目２―22―203
債務者　長谷川正一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部